

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
1	目次	-	目次	第3章について、1~7の項目毎のページを記載して頂きたい。	ご意見を踏まえ、目次のページ番号を追加いたします。	修正
2	序章、第1章	1	1 計画策定の趣旨	第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画(素案)は、高槻市のHPに令和6年10月25日にアップされており、第三次計画(素案)作成への早い取り組みに対して敬意を表します。 しかしながら、こども家庭庁の発足にあたっては、令和3年12月21日に閣議決定されており、令和5年4月1日に、こども家庭庁が発足しました。 それに伴い「子ども・子育て支援法」が令和6年6月12日に改正され、支援の対象には「子ども」だけでなく「妊婦」も加わり、妊産婦への支援が明確になったにもかかわらず、第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画(素案)には、妊婦に対する支援が十分に盛り込まれていないことを懸念しております。 こども家庭庁から令和6年3月30日に通達された【利用者支援事業ガイドライン】においても、対象者として「妊婦」の記載があります。 以上のことから、本素案においては、妊婦に対する支援が十分に盛り込まれていないことを懸念しており、序章と第1章(1頁~5頁)については、可能な限りの全体的な見直しをお願いいたします。	3ページの基本理念において、本計画は、「安心して生み育てることができる基盤を充実するとともに、子どもはもとより、親の自主性・主体性を伸ばし、親もまた人として成長し、未来に夢や希望が持てるようにしようとするもの」としており、子どもだけではなく、妊婦を含めた親に対する支援を計画に含めています。 なお、令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、妊婦等包括支援事業、産後ケア事業が新たに創設されたことから、妊婦等包括相談支援事業については、44、45ページの利用者支援事業の妊婦等包括相談支援事業型として、産後ケア事業については、67ページに新たに量の見込みや確保方を策定しております。	原案どおり
3	序章	1	2 計画の期間	5年を計画期間とし、必要に応じて見直しを行うとされている。計画が現状に合っていない場合には、見直しがされるものと思うが、その場合、現場の職員、地域の利用者などの声が生かされたものに変更すること。		
4	序章	1	2 計画の期間	計画期間の5年間に必要に応じて見直しを行うとされているので、計画が現状に合っておらず見直しされる時は、市民の声が生かされた計画になるように進めてほしい。また「必要に応じての見直し」について、5年の間に定期的に検証をする機会を設けて見直しをして充実したものにしてほしい。	本計画の進捗状況の確認及びその評価については、81ページに記載のとおり「高槻市子ども・子育て会議」で毎年点検・評価等を行うこととしており結果を市ホームページ等で公表しております。ご意見につきましては、今後本計画の管理・評価を行うにあたり、参考にさせていただきます。	原案どおり
5	序章	1	2 計画の期間	計画期間の5年間に「必要に応じて見直しを行う」となっているが、市民の声が生かされた計画になるよう、必ず中間見直しを行うことを明記してほしい。		
6	序章	1	2 計画の期間	計画期間の5年間に「必要に応じて見直しを行う」となっているが、市民の声が生かされた計画になるよう、必ず見直しを行うことを明記してほしい。		
7	序章	2	3(2)他計画との関係	他計画との関係を示す図に、現在作成中の「高槻市こども計画」を追記して下さい。 また、本事業計画は、広義の「高槻市こども計画」を構成する計画の一つであることを、説明・記載して下さい。	子ども・子育て支援法に基づく個別の事業計画として他の関連計画との関係を示しています。本計画が「高槻市こども計画」を構成する計画であることについては、「高槻市こども計画」の計画の位置づけのなかで説明をしています。	原案どおり
8	序章	2	4 計画の策定体制	調査項目に子どもの意見聴取が含まれていないのは何故でしょうか。	本計画の策定にあたっては、子どもを養育する保護者に対し、アンケートを実施するとともに、本市附属機関である「高槻市子ども・子育て会議」において保護者代表及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する委員を含めて計画についてご審議いただいております。	原案どおり
9	序章	2	4 計画の策定体制	調査項目に子どもの意見も聴取してほしい。		
10	2	31	2(2)⑫小学校就学後の過ごし方の希望や状況	この項目について、子どもの意見を聴取するための追加調査をしてほしい。		原案どおり
11	4	81	1 計画の推進について	1. 計画の推進にむけては、大人だけで進めるのではなく当事者である子ども達の声を丁寧に聞き反映させてください。		
12	1	3	1 基本理念	「1 基本理念」を、「1 計画の基本理念」に修正して下さい。 3ページに記載の「基本理念」と5ページ記載の「基本理念：たかつきは 子どもの笑顔が どまんなか」を混同しないように、区別する必要がありますと考えます。	3ページと5ページに記載している基本理念は同一の内容を示すものです。3ページの基本理念に「たかつきは 子どもの笑顔が どまんなか」の記載を追加いたします。	修正
13	1	3	1 基本理念	「地域全体で子どもと子育てを家庭を支える」という理念についてです。この理念自体には大いに賛同しますが、一方で地域社会のつながりが希薄化しているという現状を踏まえると、理念を実現するためには具体的なアプローチをとる必要があります。地域住民や企業、行政が、それぞれどのような役割を果たし、どのように連携していくのか、具体的な施策が不足しています。また、地域のつながりに頼ることは、公的支援を減じていくことにつながります。高槻市が、市として主体的に支援体制を整え、責任をもって支援を行っていく姿勢を明示していただきたいと考えます。	子どもを中心に家庭、地域、行政、職域、学校園・保育所等を含めた社会全体で子ども・子育てを支援することを基本理念として、市が子ども・子育て支援法に基づく各事業等の円滑な実施に取り組むことを示しております。	原案どおり
14	2	6	1 本市の子どもと家庭を取り巻く状況	統計データの羅列になっているように見えます。 1. 市としては、データからどんな課題認識を持ちましたか。 2. 子どもや子育てを支援するために、具体的に何を行う考えですか。 現状の課題認識と子ども・子育ての具体的な支援計画について説明していないのはなぜですか。	第2章は、施策の進捗状況を表すための指標としてお示しているものになります。掲載データにつきましては、必要に応じて数値の傾向などの説明を記載いたします。	修正
15	2	6	1 本市の子どもと家庭を取り巻く状況	10ページまでは状況の簡単な説明がしてあるが、後のページはデータが羅列されているだけなので、この項でもこの結果を高槻市として、どのようにこの計画に生かそうとしているのかということがわかるように示してほしい。		
16	2	6	1 本市の子どもと家庭を取り巻く状況	10ページまでは状況の簡単な説明がしてあるが、後のページはデータが羅列されているだけなのはなぜか。この結果を高槻市としてどのようにこの計画に生かそうとしているのかを示してほしい。		
17	2	11	1(8)認定こども園・保育所・幼稚園などの利用	各図表の説明、結果の解釈を文章でつけてほしい。		
18	2	18	1 本市の子どもと家庭を取り巻く状況	妊婦健康診査の利用状況の報告は件数のみとなっています。健康状態の把握、検査計測、保健指導の状況について詳細がありません。 現実の妊婦健診は、医師の診察として健康状態の把握、検査計測は実施されています。 しかし保健指導は決して全員に実施されていないのが現状です。 妊婦が日常生活を不安や心配事なるべく少なく心地よく生活していくためには、専門知識を持った助産師、看護師、保健師から保健指導を受けることが重要です。その機会は妊婦健診の時のその妊娠週数にあった保健指導を受けることで効果があります。しかし、現状では毎回の健診時に医師から児と母の体は順調であることは伝えられますが、保健指導を受けている妊婦は産科診療所、病院においては決して十分行われていないのが現状です。 妊娠各期の保健指導は、妊娠期を母親になる自覚を持ち、分娩後の産後うつ病の予防し育児をスムーズに移行していくために重要です。現状を知っていただき保健指導をさらに充実させるべき行政から医療施設への指導をお願いします。	本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに応じた提供体制の確保について定めるものです。いただいたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。	原案どおり

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
19	2	20	2 本市の子育ての状況(ニーズ調査より)	本文のニーズ調査の調査目的のなかに「子育て支援に関するサービスの利用と状況やニーズを把握する調査を実施」という文言が記載されてはいるのですが、調査対象は就学前児童と小学生であって、妊婦や産後の女性(含父親)は含まれておりませんでした。寝屋川市においては、「子育て支援事業の認知度・利用度・利用希望度」として、例えば「助産師による新生児・妊産婦への訪問指導」「産後ケア事業」等が調査され、その結果が第三次計画素案に反映されております。このように他市においては、国の新たな政策に伴い、調査項目も追加され、事業計画(素案)に反映されておりますが、高槻市では国の新たな政策に伴ったニーズ調査になっていなかったことがとても残念です。	本計画のアンケート調査は、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に沿って、必要となる項目及び対象について実施しています。いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	原案どおり
20	2	2(1)②調査対象・定義	調査対象は就学前と小学生の保護者となっているが、中学生以上を対象にしないのはなぜか。中学生までを対象にして幅広い計画にしてほしい。			
21	2	2(1)②調査対象・定義	調査対象は就学前と小学生の保護者となっているが、中学生以上を対象にしないのはなぜか。			
22	2	21	2(2)調査結果の概要	このページの後よりアンケート結果について文章で説明してあるのでわかりやすい。前回調査との比較もしてあり増減もわかりやすくなっている。しかし、増減の理由がつかめないアンケート内容になっているように思う。その解答の理由などもわかるような質問もあったらよかったのではないかな。		
23	2	21	2(2)調査結果の概要	アンケート結果については文章で説明してあるのでわかりやすい。前回調査との比較もあり、増減がわかりやすくなっている。しかし、アンケート結果からは増減の理由はつかめない。現状把握だけに留まらず、現状の背景などもわかるような質問をなぜ設けなかったのか。		
24	2	20	2 本市の子育ての状況(ニーズ調査より)	この調査方法は、国勢調査のように、無作為抽出した調査対象者に対して回答率が100%になるように調査するなど、統計学的、科学的に正確な調査となっておらず、真の母集団(高槻市全体の乳幼児・小学生子育て家庭を形成する集団)の実態が反映される調査方法となっていないが、何故、このような調査方法としたのでしょうか。	アンケートの調査方法及び対象者数については、統計上必要な手法及び数が確保できているものと考えています。	原案どおり
25	2	28	2(2)⑨育児休業の取得状況	就学前児童 母親が「1歳になるまで育児休業を取ると希望する保育所等に入りにくくなる」が80%前後もいることについては注目して改善すべき。保育所に入るために、仕方なく1年未満を待たず仕事を始める母親が非常に多い。4月から仕事を始める母親が圧倒的に多い。安心して最低1年間は仕事を休んでも確実に保育所に入所できるような市にしてほしい。1歳児保育定員を2倍以上に増やしてほしい。	本市では、低年齢児を中心に保育需要が増大していることや、今後の就学前児童数の推計等を踏まえ、小規模保育事業所の整備を中心に取り組んでいるところです。	原案どおり
26	3	33	-	多様な子育てニーズへの対応については、近年増加している障害児や一人親家庭、低所得世帯といった、支援が必要な層に対する具体的な施策が不足しています。これらの家庭が利用しやすい制度設計や、差別なく支援を受けられる体制の構築が不可欠だと考えます。	79ページに掲載している要保護児童への対応などの取組等につきましては、いただいたご意見を踏まえて引き続き検討してまいります。	原案どおり
27	3	33	2(2)教育・保育提供区域について	(2)教育・保育提供区域について6区域割について。はたしてこれで子どもの生活圏に合ったものになっているのでしょうか。どうしてこのような6区域になったかの説明をさらに詳しく聞かせてください。又、移行期についても地域差がでないよう環境づくりに努めてください。		
28	3	33	2(2)教育・保育提供区域について	人口、交通事情、その他の社会的条件…など、総合的に勘案し「教育・保育提供区域」が定めると規定されており、高槻市でも6区域に分けられている。根拠も記されているが、その根拠が今でも市民には、はっきりせず不明。6区域に分けてある根拠をもっとわかりやすく明確に示してほしい。6区域では1区域が広すぎるのではないかな。また、1区域に1カ所の公立幼保連携型認定こども園は少ないと思う。		
29	3	33	2(2)教育・保育提供区域について	高槻市では「教育・保育提供区域」が6区域に分けられているが、その根拠がわかりづらいです。なぜ、どんな理由で6つに分けられたのか、その理由を説明していただきたいです。6つでは1区域が広すぎます。また1区域に1カ所の公立幼保連携型認定こども園というのは少ないと思います。人口、子どもの人数など、総合的に考慮して決めてほしい。		
30	3	33	2(2)教育・保育提供区域について	高槻市域を大きく6つの「教育・保育提供区域」に定めることが示されていますが、区域割りの根拠が不明瞭で、到底納得できません。この6区域では1つの区域が広すぎて、乳幼児や小学生児童が1日の間に移動する範囲より広がっているため、公立幼保連携型認定こども園の配置数も、学童の配置数も、足りません。例えば、現在の1区域を、さらに3・4分割するなど、こどもの生活圏に合った区域の設定を考え直すべきだと考えます。	教育・保育提供区域については、市の地理的条件等を総合的に勘案して、高槻市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)において、定めたものになります。なお、「高槻市立認定こども園配置計画」に関するご意見につきましては、参考として承ります。	原案どおり
31	3	33	2(2)教育・保育提供区域について	高槻市域を大きく6つの「教育・保育提供区域」に定めることが示されているが、なぜこの区域割りにしているのか。説明を読んでも不明瞭であり、到底納得できない。この6区域では1つの区域が広すぎて、乳幼児や小学生児童が1日の間に移動する範囲より広がっているため、本区域割りの1区域に1カ所しか公立幼保連携型認定こども園がないのは少ないし、学童の配置数も、小学校区によって偏りが出るのを防げない。こどもの生活圏に合わせた区域割りを再考してほしい。		
32	3	33	2(2)教育・保育提供区域について	総合的に示され「教育・保育提供区域」が定めると規定され、6区域に分けられている。根拠を記されているが、その根拠が市民にとっては、はっきりわからず不明です。6区域に分けてある根拠をもっとわかりやすく明確にしてほしい。6区域では1区域が広すぎるのではないかな。また1区域に1カ所の公立幼保連携型認定こども園は少ないと思う。		
33	3	33	2(2)教育・保育提供区域について	なぜこの6区域に分割するのか。この分割法は妥当であるのか。客観的な調査に基づいた、合理的な説明をしてほしい。		
34	3	33	2(2)教育・保育提供区域について	こどもや保護者の生活圏に合わせた区域割りを再考してほしい。現行の6区域では、1つの区域が広すぎて、乳幼児や小学生児童が1日の間に移動する範囲より広がっているため、本区域割りの1区域に1カ所しか公立幼保連携型認定こども園がないのは少ないし、学童の配置数も、小学校区によって偏りが出るのを防げない。		
35	3	33	2(2)教育・保育提供区域について	6区域にわけているが、どのような根拠で決めたのか説明を求めます。また1区域が広すぎるし、1ヶ所の公立では少ないと思う。		
36	3	33	2(2)教育・保育提供区域について	子ども・子育て支援法において、地理的条件、人口、教育・保育の利用状況などを総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を定めることが規定されています。高槻市においても、これに沿って6区域に分けています。6区域に公立幼保連携型認定こども園(0歳児～5歳児)が1カ所では少ないと思います。		

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
37	3	33	3(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	市立保育施設削減計画についても明記してください。公共サービスの切り捨てに関する施策を発表する際は市民に直接丁寧に説明し直接質問や反論を受ける機会を省略しないでください。		
38	3	42	3(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	1. 「第3次高槻市認定子ども園配置計画」において計画にされている公立の教育・保育施設の統廃合と民営化計画について説明されていないのはなぜですか。 2. 「第3次高槻市認定子ども園配置計画」によって最終的に残される公立施設が少なすぎ、例えば、北部地域に住む子ども達は、こどものインフラである公立施設に通えなくなることを市として認識していますか。 3. 公立施設では、どんな役割を担い、民間施設では、どんな役割を担うことで、第1章に掲げた計画の基本的視点である「子どもが健やかに成長することができ」「子育てや子どもの成長に楽しさや喜びを感じることができる」子育て支援を実現していくつもりなのですか。		
39	3	42	3(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	将来的に、既存の幼稚園及び保育所について、認定子ども園への移行を推進していくとあるが、民間の認定子ども園へと移行していくのでは無く、公立の認定子ども園として存続させるよう求める。		
40	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	これ以上の民営化は止めて、残っている公立保育所は公立として存続させて欲しい。		
41	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	『既存の幼稚園及び保育所が認定子ども園への移行を希望する場合については認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定を行うものとします』とあるが、公立の幼稚園・保育園の存続または民営化について記されていない。		
42	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	残っている公立保育所について今後、民営化は止めて複数の公立施設で役割を果たして欲しい。		
43	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	公立保育所について今後、民営化は止めて複数の公立施設で役割を果たして欲しい。		
44	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	今後も既存の幼稚園及び保育所について、認定子ども園への移行を推進すると記してある。公立の幼稚園・保育所を民営化についてはこの項では記していないが、第3次子ども園配置計画では民営化について記している。 今後、第3次計画以降は、残っている公立保育所について、民営化は止めて複数の公立施設で役割を果たして欲しい。		
45	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	認定子ども園への移行を推進すると書かれており、公立幼・保の民営化について記していないが、第3次配置計画でも民営化について記している。残っている公立保育所について今後、民営化は止め、公立の施設としての役割を果たして欲しい。		
46	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	子どもの教育は、社会的に公的な責任で行う必要があると思います。今何でも民間にという流れがあるが民間は利潤追求効率よく主たる目的になる。子どもを教育することとは相反した考えだと思う。		
47	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	第3次高槻市立認定子ども園配置計画について十分、理解できない部分がある。計画がこれからどのように進んでいくのかもわからない。きめ細やかな説明会がおこなわれるよう計画してほしい。		
48	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	第3次高槻市立認定子ども園配置計画について十分理解できない部分がある。また、計画がこれからどのように進んでいくのかイメージにつなかりにくい。 きめ細かい説明会がおこなわれるような計画も入れてほしい。		
49	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	第3次高槻市立認定子ども園配置計画については、パブリックコメントも実施されず、保護者や子どもが意見を表明する機会も与えられないまま、生活に直結する公立保育施設の民営化などが決められている。いつどのタイミングで、どのような方法で、市民の声を聞くつもりなのか？ 明記してほしい。		
50	3	69	5(1)認定子ども園の普及に係る基本的考え方について	高槻市の第三次子ども・子育て支援事業計画において、公立施設の削減および民営化計画について、以下の点を改善すべきです。 1. 計画の透明性を確保すること 公立施設と民間施設の区別、民営化計画の具体的な進捗状況を明記し、市民への説明責任を果たしてください。 2. 公立施設の削減を見直すこと 公立施設は地域のセーフティネットとしての役割を担い、全ての子どもに公平な教育と保育環境を提供します。その重要性を再評価し、削減計画を慎重に検討すべきです。 3. 子どもや保護者の意見を反映する仕組みを構築すること 施設削減や民営化に関して、子どもや保護者の声を計画に反映させる場を設けてください。 4. 市民との対話を重視すること 市民が計画内容を理解し、納得するための公聴会や説明会を積極的に開催してください。 以上の点を改善し、透明性と公平性のある計画を策定してください。		
51	3	69	5(1)認定子ども園の普及に係る基本的考え方について	「このことから、本市では(中略)公立施設の認定子ども園への移行を進めています。」とあるが、実際には、認定子ども園に移行すると同時に民営化されるケースが多数あった。これまで高槻市が公立保育所に対して行ってきた施策の実態を踏まえ、子ども園への移行ではなく、民間への移譲ということも明記すべきである。 第3次高槻市立認定子ども園配置計画では、一層の民営化が推進されることになっている。高槻市内に公立保育所は、現在でも9園しか残っていない。中核市に指定されている高槻市では、9園でも少ないくらいである。 すぐに民営化を停止し、残った公立施設で、その役割(p.69-70)を果たして欲しい。		
52	3	69	5(1)認定子ども園の普及に係る基本的考え方について	「このことから、本市では(中略)公立施設の認定子ども園への移行を進めています」とあるが、実際には、認定子ども園に移行すると同時に民営化されるケースが多数あった。これまで高槻市が公立保育所に対して行ってきた施策の実態を踏まえ、子ども園への移行だけではなく、民間への移譲ということも明記すべきだと考えるが、なぜそうしないのか。第3次高槻市立認定子ども園配置計画では、一層の民営化が推進されることになっている。このことをあえて伏せているのではないか。別の計画に書いてあるからという理由は市民には関係のないことなので、正直に言及してほしい。現在でも、高槻市内には乳児から利用できる公立保育施設が9園しか残っていない。中核市である高槻市では、9園でも少ないくらいである。すぐに民営化を停止し、残った公立施設で、その役割(p.69-70)を果たして欲しい。		

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに応じた提供体制の確保について定めるものです。「高槻市立認定子ども園配置計画」に関するご意見は参考として承ります。なお、配置計画は高槻市子ども・子育て会議に諮問し、その答申を踏まえて策定した「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」及び基本指針に基づき策定しており、広報誌やHP、窓口等において、市民の皆様への周知を実施しているところです。

原案どおり

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
53	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	第3次高槻市立認定子ども園配置計画については、各保育施設の民営化の必要性・妥当性を示してほしい。 直近で言えば、磐手保育所・阿武野保育所の民営化の必要性・妥当性を示してほしい。	本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに応じた提供体制の確保について定めるものです。「高槻市立認定子ども園配置計画」に関するご意見は参考として承ります。なお、配置計画は高槻市子ども・子育て会議に諮問し、その答申を踏まえて策定した「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」及び基本指針に基づき策定しており、広報誌やHP、窓口等において、市民の皆様への周知を実施しているところです。	原案どおり
54	3	42	3(3)既存の幼稚園・保育所の認定子ども園への移行の推進について	第3次高槻市立認定子ども園配置計画であるが、なぜこのような計画が必要なのか。また、この計画の趣旨は妥当であるのか。市民にはその必要性や妥当性が十分理解できない部分がある。さらに、計画がこれからどのように進んでいくのか、保護者や子どもがイメージしにくい状況がある。市民に直接丁寧に説明し、質問や反論を受ける機会を省略せず、きめ細かい対応が可能となるよう、説明会の計画を具体的に盛り込んでほしい。		
55	3	35	3(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	各区域の見込みを細かく試算しているが、それを実践するにあたり、各施設の保育教諭の配置数などの確保についてはどのように試算しているのかを明確に示してほしい。	本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに応じた提供体制の確保について定めるものです。なお、保育士等の職員の配置基準については、国の方針等を踏まえ、適宜、対応しています。	原案どおり
56	3	42	3(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	第3次高槻市認定子ども園配置計画で今後の計画が具体的に出されたが、4、5歳児の国の配置基準が昨年改善されたが、それを受けて今後、高槻市の配置基準の改善を計画にあげる方向を示してほしい。		
57	3	42	3(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	第3次高槻市立認定子ども園配置計画で今後の計画が具体的に出された。国では4、5歳児の配置基準が昨年改善されたが、それを受けて今後の高槻市の配置基準の改善の方向があるのか。配置基準の改善は長年の念願でもあり歓迎すべきこと。高槻市としての方向性を示してほしい。		
58	3	42	3(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	4、5歳児国基準が改善されたので、早急に高槻市の配置基準の改善を求めたい。		
59	3	42	3(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	国における4、5歳児の配置基準が昨年引き上げられました。高槻市も配置基準の改善を計画の中に入れてください。		
60	3	34	3(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	2024年4月より保育士の配置基準が改善され、4歳児と5歳児の保育士配置基準が「30人から25人」に改定された。また、3歳児の保育士配置基準が「20人から15人」に改定された。この改定を受けて、配置基準を変更した上で、見込み量と提供体制を検討してほしい。		
61	3	42	3(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	2024年4月より、保育士の配置基準が改善され、4歳児と5歳児の保育士配置基準が「30人から25人」に改定された。また、3歳児の保育士配置基準が「20人から15」に改定された。この改定を受けて、配置基準を変更した上で、見込み量と提供体制を検討してほしい。		
62	3	43	4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期	令和6年10月1日施行【子ども・子育て支援法の改正】 令和6年3月30日子ども家庭庁通達の【利用者支援事業ガイドラインについて】 令和6年度10月10日通達【第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版ver.2)】 が、通達されているのに、それらの目的・対象・基本的姿勢が本章の【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期】の中にどのように反映されているのか、市民にはよく理解できません。特に、43頁、44頁、67頁。	本計画は、高槻市子ども・子育て会議において、第2章に記載している統計データや計画策定前に実施したニーズ調査の回答結果等を踏まえながら審議を経て策定しております。	原案どおり
63	3	43 71	4地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期、7 その他関連施策の	43ページ以降の4項で15件の事業、71ページ以降の7項で58件の取組・事業で、合計73件の取組・事業について説明していますが、件数が多いので、件名と担当部署等を示した一覧表を、別紙として添付して頂きたい。	43ページの地域子ども・子育て支援事業は量の見込みと確保方針を示す事業となるため、71ページ以降のその他関連施策の内容とは分けて掲載をしています。	原案どおり
64	3	43	4(1)提供区域の設定	各事業の区域設定がどの区域のどの施設をさしているのかわからないので、具体的に施設名等で示してください。	例えば、①利用者支援事業につきましては、45ページに記載の拠点で実施しており、②時間外保育事業(延長保育事業)につきましては、認定子ども園や保育所等で実施していることから6つの教育・保育提供区域ごとに量の見込みや確保方針を記載しております。	原案どおり
65	3	44	4(2)①利用者支援事業	令和6年3月16日(土)19時49分頃、島本町において、産後7日の28歳母子の列車飛込事故死がありました。二度とこのような痛ましい事態が発生しないよう妊娠期からの継続支援が待たなして求められています。この件は、高槻市だけでなく近隣の市や町とも連携し、共同策定案を作成する必要があります。さらに、第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画(素案)に盛り込んで頂きたいと思っております。 なお、この事案については、令和6年度6月の高槻市議会においても議論されたもので、市民の意見を重要視して頂きたいと思っております。 助産師による妊娠期からの継続ケア、助産師による保健指導の実施について、第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画(素案)に盛り込むとともに、複数の市町による共同策定も実施して欲しいと心から願っています。	妊娠期からの継続ケアの必要性については、44、45ページの利用者支援事業において、「妊婦等包括相談支援事業型」として量の見込みと確保方針を設定しています。	原案どおり
66	3	44	4(2)①利用者支援事業	令和6年3月16日(土)19時49分頃、島本町において、産後7日の28歳母子の列車飛込事故死がありました。二度とこのような痛ましい事態が発生しないよう妊娠期からの継続支援が待たなして求められています。この件は、高槻市だけでなく近隣の市や町とも連携し、共同策定案を作成する必要があります。さらに、第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画(素案)に盛り込むことを要求したいものです。 なお、この事案については、令和6年度6月の高槻市議会においても議論されたもので、市民の意見を重要視して頂きたいものです。 助産師による妊娠期からの継続ケア、助産師による保健指導の実施について、第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画(素案)に盛り込むとともに、複数の市町による共同策定も実施して欲しいと心から願っています。		
67	3	47	4(2)③実費徴収に係る補給給付を行う事業	「実費徴収に係る補給給付」だけでなく、「0歳児から2歳児の保育料無償化」も計画に含めるべき。	保育料(保護者負担額)は、市独自助成を行うことで国の基準よりも利用者全体で約25%軽減しています。	原案どおり

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
68	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	「待機児童の解消や高学年児童の受入れ、多様な保育サービスの提供に対応するため、民間学童保育室の設置に努めていく」と書かれているが、市内には、子ども一人当たり1.65平方メートルが守られていない過密学童が存在する。 なぜ公立学童保育室を増設しないのか。 民間施設の確保も必要だと考えるが、低学年の場合、学校から民間施設までの通園の安全はどう確保するのか。 公立の場合、学校の敷地内にあるため、安全性は民間には叶わない。	市立小学校敷地内にある市立学童保育室については、市全体としての児童数は減少しているものの、学童保育へのニーズは増加傾向にあり、保育室定員40名のところ待機児童対策として、臨時定員を設定して最大60名まで受入を行うなど受入枠を拡大していますが、小学校の35人学級の実施や支援学級数の増加などにより余裕教室等の確保が困難で、保育室の新たな増室は難しい状況の中、待機児童の解消や高学年児童の受入れ等に対応するために、高槻市子ども・子育て会議からいただいた答申を踏まえて策定した「学童保育のあり方等に関する基本方針」に基づき、民間学童保育室の設置促進に取り組んでおり、本計画もこの方針に沿って策定をするものです。 また、放課後児童健全育成事業の今後の確保方策については、今後の量の見込に応じた確保方策を定めておりますが、将来的に児童数の減少が見込まれることから、校区ごとの入室状況等に応じ、適宜、設置する区域、数及び実施時期を精査して取り組んでまいります。 学童保育室の運営等に関するご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
69	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	「今後の方向性では多様な保育サービスの提供に対応するため、民間学童保育室の設置に努めていく」としているが、公立学童保育室の設置の方向性を出してほしい。また公立も4年生までの受け入れができるようにしてほしい。		
70	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	1. なぜ、公立の学童を拡充しないのですか。 2. また、表に示された数字は、各6区域のうちの、どこの小学校の学童を増やす予定なのですか。		
71	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	高学年への学童保育の提供をなぜ行わないのか。		
72	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	「待機児童の解消や高学年児童の受入れ、多様な保育サービスの提供に対応するため、民間学童保育室の設置に努めていく」と書かれているが、子ども一人当たり1.65㎡が守られていない過密学童に対しては、公立学童保育室の2室目、3室目を開設してほしい。 また、6年生までの受け入れができるようにしてほしい。		
73	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	今後の方向性では多様な保育サービスの提供に対応するため、民間学童保育室の設置に努めていく、としているが、公立学童保育室の設置の方向性を出してほしい。また公立も6年生までの受け入れが出来るようにしてほしい。		
74	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	今後の方向性では多様な保育サービスの提供に対応するため、民間学童保育室の設置に努めていく、としているが、公立学童保育室も今後も継続して運営して行ってほしい。設置の方向性はどうか示してほしい。また公立も6年生までの受け入れが出来るようにしてほしい。		
75	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	今後の方向性としては、多様な保育サービスの提供に対応するため、民間学童保育室の設置に努めていく。とありますが、公立学童保育室の設置の方向性を出していただきたい。また、公立も希望者は6年生まで受け入れができるようにしていただきたい。		
76	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	今後の方向性として「民間学童保育室の設置に努めていきます」とありますがまず第一に公立学校で行われている現行の学童保育室の受け入れ態勢の拡充に努めてください。		
77	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	1. 「待機児童の解消や高学年児童の受入れ、多様な保育サービスの提供に対応するため、民間学童保育室の設置に努めて行く」と書かれてありますが、子ども一人当たり1.65㎡が守られていない過密学童に対しては、臨時室の設置ではなく、公立学童保育室の2室目、3室目を開設の可能性について模索するため、次の調査をする方針を打ち出してください。 ☆定期的な空き教室の有無調査。 ☆学校の敷地内に増築できるかどうかの調査。 ☆公立幼稚園の中で、学童を併設できないかどうかの調査・検討。 ☆小学校の近隣にある公民館や児童館などを利用して学童を開設できないかの調査・検討。 ☆小学校に隣接する敷地や建物を確保し、公立学童を開設できないかの調査・検討。 ☆民間学童を誘致するにしても、公設民営とすることで学童の質を保つことができないか、可能性について調査・検討。 2. 児童1人あたり1.65㎡の基準に対しての余裕がある学童については、公立でも6年生までの受け入れを可能とする方針を打ち出してください。		
78	3	48	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	学童保育について。 1. 民間学童の選考について保育園のように高槻市でとりまとめて選考するか、少なくとも選考基準について高槻市が把握しておく必要があるのではないのでしょうか。また、募集人数や空き人数も公表しておらず、一件一件電話やメールで問い合わせる必要があり返信がないこともあり、とても大変です。これも保育園と同じように高槻市が一括で空きがわかるようにできないのでしょうか。就労証明書も民間用と公立用に2回用意する必要がありました。 2. 令和11年以降は待機児童が解消する見込みということですが、令和10年までに保育を必要とする児童はどうなるのでしょうか。臨時室ではなく、日吉台C室として、人数を均等割りして少しでも面積当たりの人数を高槻市の基準ではなく国の基準に近づけられないのでしょうか。 3. 4年生以降も夏休み等の長期休暇の際の居場所（授業はないので教室は使えるのではないのでしょうか）を用意してもらえないのでしょうか。	本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに応じた提供体制の確保について定めるものでございます。学童保育室の運営等に関するご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。また、放課後児童健全育成事業の今後の確保方策については、今後の量の見込に応じた確保方策を定めておりますが、将来的に児童数の減少が見込まれることから、校区ごとの入室状況等に応じ、適宜、設置する区域、数及び実施時期を精査して取り組んでまいります。	原案どおり
79	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	学童保育室を利用する子どもたちでの昼食提供について検討してほしい。		
80	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	1. 「最大60人までの臨時定員を設定します」とありますが、臨時室が開室され、3室となった場合でも、2室は、60人定員の過密学童で、臨時室だけ10数名の余裕な環境の学童という現状の条例の執行方法はおかしいと考えますが、何故、そうなっているのでしょうか。 2. 国の基準「児童1人あたり1.65㎡、1クラス40人」は、理由があつて、そうなっています。また、「子ども家庭庁」では令和7年度からの5年間で「数の確保から質の向上を確保する」方針が打ち出されていますが、高槻市では、物理的に可能であっても、国の基準を守ろうとしない理由はなんですか。 3. また、学童の建物の広さ自体が同じでないのに、公立学童の臨時定員が一律に60名とされているのはおかしいと思います。「児童一人当たりの専有面積〇〇㎡まで」など、各学童室の広さに合わせた臨時定員の上限を設けないのは何故ですか。	本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに応じた提供体制の確保について定めるものです。学童保育室の運営等に関するご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
81	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	「教育・保育提供区域」が6区域に分けられているが、範囲が広すぎると思う。 実際自分は阿武野小校区で1に属するが、民間含めても学童がほとんどなく、選考に落ちたら仕事を辞めざるを得なくなり家庭が成り立たなくなる。 運良く入れた学童もすぐ窮屈に子どもたちが押し込められていて、特に夏休みは1日いるのにトイレが少なかつたり子どもが気の毒。	教育・保育提供区域については、市の地理的条件等を総合的に勘案して、高槻市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)において、定めたものになります。なお、放課後児童健全育成事業の今後の確保方策については、今後の量の見込に応じた確保方策を定めておりますが、将来的に児童数の減少が見込まれることから、校区ごとの入室状況等に応じ、適宜、設置する区域、数及び実施時期を精査して取り組んでまいります。	原案どおり
82	3	52	4(2)⑤放課後児童健全育成事業	「教育・保育提供区域」が6区域に分けられているが、範囲が広すぎると思う。 実際自分は阿武野小校区で1に属するが、民間含めても学童がほとんどなく、選考に落ちたら仕事を辞めざるを得なくなり家庭が成り立たなくなる。 運良く入れた学童もすぐ窮屈に子どもたちが押し込められていて、特に夏休みは1日いるのにトイレが少なかつたり子どもが気の毒。	教育・保育提供区域については、市の地理的条件等を総合的に勘案して、高槻市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)において、定めたものになります。なお、放課後児童健全育成事業の今後の確保方策については、今後の量の見込に応じた確保方策を定めておりますが、将来的に児童数の減少が見込まれることから、校区ごとの入室状況等に応じ、適宜、設置する区域、数及び実施時期を精査して取り組んでまいります。	原案どおり
83	3	57	4(2)⑨地域子育て支援拠点事業	就学前児童で「親子が安心して自由に遊べる場の充実」と6割もあげているのに、57ページの地域子育て支援拠点事業(つどいのひろば等)の量の確保が全くないのは、なぜか。 27ページで、地域子育て支援拠点事業を利用していない人の割合が8割近いしかし「新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わない」が6割もある。 現在の地域子育て支援拠点事業は、本当に周知されているのか。利用しやすい場所にあるのか。	地域子育て支援拠点事業は、交流拠点としての役割や利便性から定員数ではなく、場所的要件を目標とすることが適切であるとして箇所数を確保方策としています。共働き世帯の増加等により、施設への入所者の割合が増加している一方、現在利用していないが、今後利用したいと回答している割合自体は増加していることから、引き続きニーズに対応した事業を実施するとともに周知に努めてまいります。	原案どおり
84	3	66	4(2)⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	いつもお世話になっております。 高槻市には10年以上在住していて、環境や利便性などがとても気に入っています。 現在8歳(小2)の子供がいます。 近年高槻市では警報に対して休校や休園措置がとられることが増えました。(他の市よりも厳しいと認識しています) 昨今の異常気象や、高槻に山がある影響で土砂崩れなどの危険性が高いことは承知しております。 また、地震があつてから地域の安全に対し過敏になっているとも伺っております。 しかしながら、警報が出た際に自宅の周囲は全く天候に問題ないということもあります。 個人的な事情をお伝えして申し訳ないですが、職場は医療職で、自分が休むと患者様の治療の遅延や、その他患者様の不利益に発展する可能性がありますので大変休みにくい状況です。 警報が出ること、安全を考慮し、休校休園になるのはいたしかたないとは思いますが、天候が問題なさそうであれば一時的に子供をあずかってもらう、もしくは地域住民で協力しあえるようなシステムは作れないでしょうか。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
85	3	67	4(2)⑭産後ケア事業	国の手引き改定策後に策定 空白である 令和6年10月10日通達の「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出の考え方」が出されている 早急に取り組まれて、その内容を提示していただき、パブリックコメントができるようお願いしたいです。 高槻市は産後ケア事業に他市町村より取り組みが遅く、また現状はショートステイのみの事業となっています 他市は、デイサービスとアウトリーチもすでに開始となっている。 算定は他市のショートステイ、デイサービス、アウトリーチの現状も踏まえた内容でお願いしたい。	産後ケア事業の量の見込み及び確保方策は、67ページに掲載しています。 本市ではショートステイ型以外にも産後ケア訪問型事業を大阪府助産師会への委託により、利用料を無料で実施しております。 本市の計画における量の見込みの算定につきましては、本市の状況に応じて算定するものです。	原案どおり
86	3	67	4(2)⑭産後ケア事業	出生後 母子関係形成の根幹に時期に実施される産後ケア事業について高槻市は北摂の他市の中でもサービスが少ない。母子のことを考えての支援としては全く物足りない。たったこれだけの見込みと事業計画に占める割合から考えて非常に軽んじられていると考える。	本市では産後ケア宿泊型事業以外にも、産後ケア訪問型事業を大阪府助産師会への委託により実施しており、利用料は無料としております。 また、量の見込みとしては、適切に設定しているものと考えております。	原案どおり
87	3	67	4(2)⑭産後ケア事業	令和4年の出生数2,258人(8頁)に見られるように高槻市においても出生数は減少の一途です。ただ「妊婦健康診査の利用状況」(18頁)では、2,207人と妊婦健康診査の対象者のほとんどが受診できていたことは高く評価できます。 しかしながら、67頁の妊婦健康診査についての【事業内容】としては、健康状態の把握、検査計測、保健指導、適時に必要に応じた医学的検査という4項目が記載されており、この中の健康状態の把握、検査計測は実施されていますが、保健指導は妊婦にとっては非常に重要な関わりであるにもかかわらず、実際に保健指導が十分に実施されているとは言い難く、妊娠中の生活を整えること、出産に向けた身体と心作り等、妊婦への取組が不十分で、妊婦は不安を抱えた状態で出産や産後を迎えているという現状があります。その結果が、母乳育児や、育児に不安がある、産後うつ増加等に関連しています。 なお、令和5年度12月と令和6年度6月の高槻市議会において、助産師による妊娠期からの継続ケアの必要性についての議論がなされたのに、この点が今回の計画に反映されておらず市民の声が活かされていないことはとても残念です。	妊娠期からの継続ケアの必要性については、44、45ページの利用者支援事業において、「妊婦等包括相談支援事業型」として量の見込みと確保方策を設定しています。	原案どおり
88	3	67	4(2)⑭産後ケア事業	令和4年の出生数2,258人(8頁)に見られるように高槻市でも出生数は減少の一途です。ただ「妊婦健康診査の利用状況」(18頁)では、2,207人と妊婦健康診査対象者のほとんどが受診できていたことは高く評価します。 しかし、67頁の妊婦健康診査についての【事業内容】として、[健康状態の把握][検査計測][保健指導]、適時に必要に応じた医学的検査という4項目が記載されており、この中の[健康状態の把握][検査計測]は実施されていますが、[保健指導]は妊婦にとって非常に重要な関わりであるにもかかわらず、実際には[[保健指導]が十分に実施されているとは言い難く、妊娠中の生活を整えること、出産に向けた身体と心作り等への妊婦への取組が不十分なままで、出産や産後を迎えているという現状があります。その結果が、母乳育児が上手いかない、育児に不安がある、産後うつ増加等に関連しています。 なお、令和5年度12月と令和6年度6月の高槻市議会で、助産師による妊娠期からの継続ケアの必要性の議論がなされました。しかし、今回(素案)に反映されておらず、市民の声が活かされていないと受け止めています。	妊娠期からの継続ケアの必要性については、44、45ページの利用者支援事業において、「妊婦等包括相談支援事業型」として量の見込みと確保方策を設定しています。	原案どおり

NO	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
89	3	68	4(2)⑮乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)	2歳児以下のすべての子どもたちが地域の集団的な生活や遊びに参加する機会が開かれたことは期待されていますが、2026年度から全国的に本格的に開始とのことですが、人員の配置、設備の充実など安心して安全な保育環境を保障して進めてほしい。	本事業については、ご意見にあるような様々な課題に対して、国でも検討が進められており、国の動向を注視しながら適切な事業の実施に努めてまいります。	原案どおり
90	3	68	4(2)⑮乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)	「子ども誰でも通園制度」は、母子分離型の一時的預かり保育を目的とした事業ではなく、障害や神経発達症などを持つ子どもの親を含め、母親を孤立させない、母親が相談できる場所の確保を第一目的とした制度です。 しかし、この目的を軽視する人が多く、保育士の業務負担ばかりに目がいき、反対意見が多いようですが、市として「本来の目的」について、説明をするべきではないでしょうか？		
91	3	68	4(2)⑮乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)	2歳児以下のすべての子どもたちが地域の集団的な生活や遊びに参加する機会が開かれたことは期待されているが、26年度から全国的に本格的開始とのこと。施行されている施設の十分な検証を元にして、人員の配置、設備の充実など安心して安全な保育環境を整えて進めてほしい。		
92	3	68	4(2)⑮乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)	本事業を進めるにあたっては、人員の配置や設備などを充実させた上で、安心して安全な保育環境を保障してほしい。		
93	3	71	7 その他関連施策の内容	各表の最初に【主な取組事業】と記載されていますが、【主な取組・事業】に修正願います。		
94	3	75	7(2)②食育の推進	公立保育所・認定こども園において年齢に応じた適切な給食を提供していただいている。親は献立などで乳幼児期から食習慣を学び、子どもは給食を通してすくすくと育っていることは嬉しいことである。小・中学校の給食が無償で提供されているが、就学前の保育施設においても給食費の無償化を計画に入れてほしい。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
95	3	75	7(2)②食育の推進	公立保育所・認定こども園において年齢に応じた適切な給食を提供していただいている。親は献立などで乳幼児期から食習慣を学び、子どもは給食を通してすくすくと育っていることは嬉しいことである。小・中学校の給食が無償で提供されているが、就学前の保育施設においても給食費の無償化を計画の方向性はどうか。計画にあげてほしい。		
96	3	75	7(2)②食育の推進	公立保育所・認定こども園においては、年齢に応じた適切な給食を提供されている。親は献立などで乳幼児期から食習慣を学び、子どもは給食を通してすくすくと育っていることは嬉しいことである。現在小・中学校の給食が無償で提供されているが、就学前の保育施設においても給食費の無償化を計画の方向性に入れてほしい。		
97	3	76	7(3)②幼児教育の充実	異年齢学級保育を進める真の目的は何か。この取組の修正を求める。	異年齢学級保育の目的については、76ページに記載のとおりです。	原案どおり
98	4	81	2 計画の管理・評価について	計画の全体に関わって、これまでの実績や過去の計画の点検・評価が十分になされているとは言い難い点です。たとえば、前回の計画で実施された施策の成果や課題が明確に示されておらず、そうした点を今回の計画でどのように克服しようとしているのかが不透明です。具体的なデータや評価結果を公開し、それに基づく改善案という形で提示する必要があると考えます。	本計画の進捗状況の確認及びその評価については、81ページに記載のとおり「高槻市子ども・子育て会議」で点検・評価等を行うこととしており結果を市ホームページ等で公表しております。ご意見につきましては、今後本計画の管理・評価を行うにあたり、参考にさせていただきます。なお、本計画は必要に応じて見直しを行います。	原案どおり
99	4	81	2 計画の管理・評価について	計画の推進と評価について、自助や共助に過度に依存することなく、自治体が責任をもって公助を適切に実施することが不可欠です。特に、保育所や学童保育の民間企業への委託については、効果や課題を科学的かつ客観的に検証した上で判断すべきです。民間活用が必ずしも質の向上に結びつくわけではなく、場合によっては委託しないという選択肢も慎重に検討されるべきです。また、市民に進捗状況や評価結果を定期的に公開することで、透明性を確保し、計画への信頼を高めることが重要になります。このような、検討プロセスや進捗状況および評価結果の定期的な公開についても、計画に具体的に盛り込んでおくことが重要ではないでしょうか。		
100	4	81	2 計画の管理・評価について	計画の管理・評価について毎年年度の点検・評価は必ず行ってください。広くわかりやすく知らせてください。		
101	参考資料	82	(1)高槻市子ども・子育て会議委員名簿	第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画(素案)の82頁に、高槻市子ども・子育て会議委員名簿が記載されていますが、もしかしたら、妊産婦支援に関する専門家がメンバーの中に入っていないのではないかと危惧しています。こども家庭庁の発足にあたっては、令和3年12月21日に閣議決定されており、令和5年4月1日に、こども家庭庁が発足しました。 令和6年3月30日こども家庭庁通達の【利用者支援事業ガイドラインについて】 令和6年10月1日施行【子ども・子育て支援法の改正】、令和6年度10月10日通達【第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版ver.2)】が、通達されているにもかかわらず、この度の第三次事業計画(素案)に、新制度があまりにも反映されていないのは、妊産婦支援に関する専門家がメンバーに入っていないからではないかと考えた次第です。	子ども・子育て会議委員につきましては、高槻市附属機関設置条例に基づき、任命しています。いただいたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。	原案どおり